

障がいのある子どもの支援

● 障害者手帳

問 宇土市役所 福祉課 障がい者支援係 ☎0964-27-3318

各種サービスを受けやすくし、障害等級に応じて各種控除・割引等の制度が受けられます。

手帳名	障がいの種類
身体障害者手帳	身体機能に障がいのある方に対して交付を行っている手帳です。
療育手帳	知的機能に障がいのある方に対して交付を行っている手帳です。
精神障害者 保健福祉手帳	精神に障がいのある方に対して交付を行っている手帳です。

● 特別児童扶養手当・障害児福祉手当

問 宇土市役所 福祉課 障がい者支援係 ☎0964-27-3318

各手当には申請が必要です。※支給要件があります。

令和6年度現在

手当名	対象者	手当額
特別児童扶養手当	20歳未満の障がいのある子どもを養育している方	1級…1人につき月額 55,350円 2級…1人につき月額 36,860円
障害児福祉手当	20歳未満の重度の障がいのある子ども	月額 15,690円

広 告

福祉ランドを目指して… KIRARI GROUP

放課後等デイサービス 活動型 テイきらり

0964-22-1400

きらりグループ本部 〒869-0442 熊本県宇土市城之浦町108-9

ヨシダプロテクト ☎0964-22-3317

就労継続支援A型 就労継続支援B型 グループホーム

きらり宇土・きらり八代 ドリームきらり きらりホーム毫番館・武番館

MAP QRコード

day.kirari2



障害児通所支援

宇土市役所 福祉課 障がい者支援係 ☎0964-27-3318

種類	支援内容
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援 療育を必要とする未就学児を対象とした通所による支援
	放課後等デイサービス 療育を必要とする就学児を対象とした学校の放課後や休日における支援
	保育所等訪問支援 保育園・幼稚園・小学校などに在籍している障がいのある子どもを対象とした、訪問による支援

特別支援教育就学奨励制度

宇土市教育委員会 学校教育課 学務係 ☎0964-22-6500

「特別支援教育就学奨励制度」とは、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、給食費等を援助する制度です。

令和6年度援助内容

	小学校	中学校	内容・対象者
新入学児童生徒 学用品費等	25,555円	30,490円	1年生で、4月までに認定された者
学用品費等	5,820円	11,370円	全学年対象
修学旅行費	学校が保護者から徴収する額の1/2の額 (上限あり)		修学旅行に参加した者
校外活動費	学校が保護者から徴収する交通費・見学料の1/2の額(上限あり)		学校行事として実施され、これに参加した児童生徒
学校給食費	学校が保護者から徴収する額の1/2の額		全学年対象
通学費	実費		対象者のみ
オンライン 学習通信費	7,000円		全学年(対象者のみ)

障害基礎年金

宇土市役所 市民保険課 国保年金係 ☎0964-27-3312

病気やけがで障がい状態になったときに受け取ることができる年金として、国民年金の障害基礎年金があります。20歳前に初めて受診した病気やけがが原因で、20歳に達したときに一定の障がい状態である場合や、その後に一定の障がい状態となった場合にも受給できます。

障害基礎年金の請求時に、治療の経過などを記載した書類の提出が必要となるため、障がいが残る可能性がある病気やけがをされたときには、本人の状態や医療機関の受診状況などを記録しておくことをお勧めします。